

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学紀伊半島価値共創基幹食農総合研究教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、紀伊半島を中心に、食と農林水産業（以下「食農」という。）の分野に関わる研究活動を通じて、学術研究の発展と地域社会との連携や地域貢献機能の強化に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 食農の分野にかかわる研究・調査
- (2) 学術研究発展のための学内研究交流
- (3) 学内外ネットワークの構築による競争的資金の獲得及び受託・共同研究
- (4) 学術情報の集積と発信・交流
- (5) 多様な学内外における教育機会の提供と寄与
- (6) 地方創生と地域活性化への貢献
- (7) その他、センターの目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 特任教員
- (4) 特任職員
- (5) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

(運営委員会)

第7条 センターに、必要に応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(専門部会等)

食農総合研究教育センター規則

第8条 センターに、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後の最初のセンター長及び副センター長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。